

Title	境界を具体化する占領期日本への「密航」からみる入国管理政策と「外国人」概念の再編( Digest_要約)
Author(s)	朴, 沙羅
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2013-11-25
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/doctor.k17935">https://doi.org/10.14989/doctor.k17935</a>
Right	学位規則第9条第2項により要約公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

本研究の対象は、太平洋戦争直後に起こった、旧植民地から占領期の日本への人口移動（「密航」「密入国」「不法入国」）である。日本が太平洋戦争に降伏してからサンフランシスコ条約によって独立を回復するまでの7年間に、のべ約4万6000人が朝鮮半島・台湾・沖縄といった地域から日本へ「密航」した。移動した人々は移動の過程で「外国人」や「不法入国者」として発見され強制送還された。仮に「密航」に成功した場合でも、外国人登録証を入手するまで警察や近隣住民からの通報を恐れざるを得なかった。本研究は、「違法」とされたこの移動を体験した人々に焦点を当て、戦後日本における「外国人」概念はどのように再定義されたのかを、出入国管理や戦後処理と関連付けながら明らかにする。

第1章では、本論文が植民地支配の終焉に伴う旧植民地出身者の地位変動を扱う研究と、移動する個人を識別する制度・人・モノを扱う研究の、2つに重なっていることを示した。植民地支配の終焉に伴う旧植民地出身者の地位変動を扱った先行研究は、入国管理令と外国人登録令とが、朝鮮人の帰還を目指し日本での少数民族問題の発生を忌避する占領軍の政策に支えられて成立していった事を明らかにした。先行研究はこのような日本政府による差別的な入国管理・外国人登録政策を支えた制度として戸籍制度があり、戸籍と国籍とを連動させてきた大日本帝国の法体制が、大日本帝国の解体後にも「外地人」と「内地人」との差別を温存したことも指摘した。他方、移動する個人を識別する制度・人・モノを扱った諸研究は、「国民」の境界を定め移民を把握し国民を掌握するという政策が、具体的な個人の人々のやりとりや書類の作成によってこそ達成される点に注意を喚起した。これらの先行研究に対して、本論文は、移動に伴う身元の確認作業が行われる場面に注意を向けることによって、旧植民地出身者の法的地位という問題を考察する。

第2章では、口述史研究の方法を検討し、インタビュー資料を使いながら過去の社会を調査するにはどうすればいいか明らかにしようと試みた。口述史研究は成立していく過程において主に歴史学の研究者と議論を重ね、方法論を築いてきた。これに対して、本論文は、口述史研究の方法として議論されてきた内容には、文献資料を専門的に扱う歴史研究の方法として議論されてきた内容と重なる部分があることを指摘し、重要なのは「オーラル」ではなく「ヒストリー」の方だと主張した。その上で「社会的」であるためには、調査の過程に注目するよりも、調査者が過去の出来事を何によってどのように理解しているのかを明らかにし、過去の社会を成り立たせていた人々の知識や常識といった判断の前提を明らかにするべきではないかと主張した。

第3章は、主に先行研究に依拠しながら、占領機構・占領法令や日本政府と占領機構との関係を整理し、明治から占領期の終わりに至るまでの入国管理と外国人登録制度の簡単な歩みを整理した。また大日本帝国の戸籍制度と内地・外地、あるいは内地人・外地人といった概念について簡単に述べた。これらは第4章以降の議論において必要となる準備的な知識を得ることを目的としていた。

第4章は、本論文が対象としている占領期内地への「密航」について、その規模や時期、「密航者」の出身地域割合や「密航」原因について、占領軍の資料と「密航者」たちのイ

インタビューによって整理することだった。占領期の密航は外国人登録令が制定される以前である 1946 年に最も多く、その後はいったん減少するも 1947 年から 1949 年まで再び増加し、朝鮮戦争が始まった 1950 年からは減少した。述べ検挙人数は 4 万 6000 人であり、そのうち 9 割が「朝鮮人」だった。残り 1 割は台湾・中国・奄美・沖縄からの「密航者」であり、これらの人々もまた「密航者」と判断されれば「朝鮮人」と同様に、占領軍の指導のもと日本警察によって針尾などの収容所に送られてから強制送還された。「密航」の原因は朝鮮国内の情勢不安・家族との再会・生活苦などであり、「密航」に際しては漁師・ブローカー・日本国内の「密航」支援者などが協力していたことがうかがわれる。「密航」した人々の大半は内地での居住歴を持っており、そのことは占領軍や日本警察にも関知されていた。

第 5 章では、実際に「密航」する際、また「密航」を取り締まる際に「朝鮮人」がどのようにして定義され識別されたのかを検討した。占領指令からは「朝鮮人」の入国を禁止することも、登録令に違反した朝鮮人を強制退去することも導けない。大沼（1993）が指摘したように、外国人登録令による「朝鮮人」の退去強制は、日本国籍の保持者に対する日本国内での居住権の否認だった。そして、「朝鮮人」と「日本人」とを識別するための具体的な手段が「密航」場面には欠けている可能性が高いことから、「密航」の取り締まりにおいて「密航者」を定義するのは困難ではないかと考えられた。しかし、実際に「密航」の取り締まりや「密航者」からのインタビューによって明らかになったのは、「密航者」を発見したり「朝鮮人」を取り締まったりすることは非常に簡単に行われていたということだった。これは「密航」を取り締まる人々と「密航」をした人々の両者が同じカテゴリー対を共有していたことに由来している。そのカテゴリー対とは朝鮮半島からの入国者か否か、「外国人」であるか否か、上陸時に怪しいか否か、善良な「密航者」であるか否か、適切な居住をしている朝鮮人か否かの 5 つである。この 5 つは全て、朝鮮から内地への渡航が「不法」であり、その渡航を阻止する人々がいて、その渡航を発見するための船舶や航空機が運行されているといった状況でのみ意味を持った。

第 6 章は、占領期日本において「朝鮮人」であることが、外国人登録を実施する際にどのように理解されていたかを明らかにすることを目的としていた。そのため、占領軍と日本政府とが交渉して「朝鮮人」の扱いを決定していった過程を検討し、また外国人登録を実施する際に自治体に配布された通牒や施行細則などを参照し、「密航者」が外国人登録証を入手する過程を検討した。その結果、「解放された人々」という概念が、SCAP や日本政府にとって「連合国民でないもの」を意味するようになったこと、SCAP は「朝鮮人」とは速やかに朝鮮へ帰還すべき人々であり、帰還しない限りは日本の法律に服すべき人々だと考え、日本政府もそれを支持したことなどを明らかにした。そして外国人登録を行う際に重視されたのは、「不法入国者」の発見よりも二重登録・虚偽登録の発見であり、必要とされたのは日本での居住歴あるいは身分を証明する書類だった。そのため「密航者」もまた外国人登録証を入手することが可能だった。また、警察官や入国管理官と交渉したり、在

留特別許可を取ったり、いったん別人として登録しておいて後に秘密裏に切り替えるといった手段も用いられていたことを指摘した。

結論では第 1 章から第 6 章までの議論を概括した。本研究の主な対象は、占領軍や警察の取り締まり活動と、それに対する「密航者」の行動であり、その検討を通じて本論文が明らかにしようとしたのは、「朝鮮人」なる集団の存在は身分を示す書類がなくとも識別し得るものだったということ、特に「密航」に関わった人々や「外国人」として登録され、あるいは「外国人」の登録に携わった人々にとって、「朝鮮人」というカテゴリーは「密航」や外国人登録を可能にするための前提条件だったと指摘した。また本研究は個々人が何者であるか明らかにする作業が、個人を身体的に識別するだけでなく、個人がどの集団やカテゴリーに属すべきであるかを決定する作業だという視点に立ち、「密航」や外国人登録において重要だったのはある人物が「外国人」、ひいては「朝鮮人」であることを明らかにし得るか否かということだったと論じた。